# 西北九州市公報

### 発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**り** 

	◇規則	ページ
0	北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則 の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】	3
	◇ 告 示	
0	道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】	_
0	道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】	5
0	道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】	6
0	道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】	7
0	道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】	9
0		1 9
O	山州民の予切の安は【公田王】	2 3
	◇ 公 告	
0	特定調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局次世代教 育推進部教育情報化推進課】	2 4
	◇ 上下水道局	
0	給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	
0	排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】	2 7
		2 8

### 本号で公布された条例等のあらまし

# ◇北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部 を改正する規則

国民健康保険被保険者証の廃止に伴い、区役所の市民課及び出張所の事務分 掌並びに区役所の国保年金課等の職員の兼務に係る規定を改めることにしまし た。

この規則は、令和6年12月2日から施行することにしました。

北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第43号

北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する 規則の一部を改正する規則

(北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市区役所等事務分掌規則 (昭和43年北九州市規則第76号) の一部を次のように改正する。

第2条市民課市民係の項第22号及び同条市民課戸籍係の項第11号中「

松ケ江出張所 (門司区役所)

大里出張所 (門司区役所)

曽根出張所 (小倉南区役所)

両谷出張所 (小倉南区役所)

及び被険者証の交付」を削り、同条東谷出張所(小倉南区役所) の項第1

島郷出張所 (若松区役所)

折尾出張所 (八幡西区役所)

上津役出張所 (八幡西区役所)

八幡南出張所 (八幡西区役所)

3号中「こと(」の次に「曽根出張所及び折尾出張所を除く出張所にあっては、」を加える。

(北九州市職員の兼務に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市職員の兼務に関する規則(平成8年北九州市規則第76号) の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「戸籍住民課」を「区政推進課」に改める。

第5条第3号中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、「及び記載の修正」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第2条中北九州 市職員の兼務に関する規則第1条の見出しの改正規定は、公布の日から施行 する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和7年7月31日までの間、第2条の規定によ

る改正後の北九州市職員の兼務に関する規則第5条第3号の規定の適用については、同号中「資格確認書」とあるのは、「資格確認書及び被保険者証」とする。

北九州市告示第448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 道路の種類 国道

# 2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1 9 9	199号	前	北九州市門司区西海岸一丁 目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町 1167番7地先まで	5. 3 ~ 85. 5	46, 850. 8
		後	北九州市門司区西海岸一丁 目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町 1167番7地先まで	5. 3 ~ 85. 5	46, 851. 0

北九州市告示第449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり令和6年12月2日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課 において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1 9 9	199号	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで

北九州市告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 道路の種類 市道

# 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 2 8 8	吉志 2 4 1 号線	門司区吉志二丁目966番5 地先から 門司区吉志二丁目966番9 地先まで	6.0	72.4
3 4 0 8	中井 8 4 号線	小倉北区中井五丁目 9番44 地先から 小倉北区中井五丁目 9番34 地先まで	6.0	75.3
3 4 0 9	下到津 48号 線	小倉北区下到津一丁目198 番24地先から 小倉北区下到津一丁目198 番16地先まで	6.0	46.0
6 3 4 4	上吉田 116 号線	小倉南区上吉田一丁目894 番29地先から 小倉南区上吉田一丁目894 番12地先まで	6. 0 ~ 6. 5	143. 5
6 3 4 5	上吉田 117 号線	小倉南区上吉田一丁目894 番28地先から 小倉南区上吉田一丁目894 番22地先まで	6.0	116. 5
6 3 6 4	上吉田	小倉南区上吉田一丁目894	2.0	62.4

	118	番10地先から 小倉南区上吉田一丁目900 番1地先まで		
6 3 7 3	上貫 2 8 号線	小倉南区上貫三丁目1172 番5地先から 小倉南区上貫三丁目1172 番15地先まで	6.0	65.6
6386	上吉田 119 号線	小倉南区上吉田一丁目901 番10地先から 小倉南区上吉田一丁目912 番14地先まで	5.0	34.3
3 9 0 1	下原町 13号 線	若松区下原町6番32地先から 若松区下原町6番29地先まで	6.0	41.7
6 5 3 0	光明北 鷹見町 1号線	八幡西区光明二丁目1722 番24地先から 八幡西区北鷹見町431番1 3地先まで	16. 9 ~ 18. 0	181.7
1893	沢見1 6号線	戸畑区沢見一丁目10番20 地先から 戸畑区沢見一丁目10番25 地先まで	6.0	138. 1

北九州市告示第451号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 道路の種類 市道

# 2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1 3 7 6	吉志 5 号線	前	門司区大字吉志914番2 地先から 門司区大字吉志667番1 地先まで	1.7 ~ 5.4	342.0
		後	門司区吉志三丁目914番 2地先から 門司区吉志三丁目687番 1地先まで	1.7 ~ 4.1	342. 2
1 3 8 2	吉志 1 1 号線	前	門司区大字吉志953番8 地先から 門司区大字吉志970番1 地先まで	5. 2 ~ 5. 9	153.9
		後	門司区吉志二丁目953番 6地先から 門司区吉志二丁目970番 1地先まで	5. 5 ~ 6. 3	154.1
1 3 8 8	吉志 1 7 号線	前	門司区大字吉志822番1 地先から 門司区大字吉志889番1 地先まで	1.8 ~ 4.5	122. 6

1 1		T	<u> </u>	1
	後	門司区吉志三丁目822番	2.0	122.5
		1地先から	$\sim$	
		門司区吉志三丁目889番	4.5	
		1地先まで		
1396 吉志2	前	門司区大字吉志662番1	2.3	161.7
5 号線		地先から	~	
		門司区大字吉志686番地	7.3	
		先まで		
	後	門司区大字吉志662番1	2.3	161.8
		地先から	$\sim$	
		門司区吉志三丁目686番	4.3	
		地先まで		
2930 吉志1	前	門司区大字吉志954番9	6.0	129.6
6 1 号		地先から	$\sim$	
    線		門司区大字吉志954番2	10.7	
		地先まで		
		門司区吉志二丁目954番	6.0	129.6
	1久	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	0.0	129.0
			6. 1	
		2 2 地先まで	0.1	
3 0 7 9 吉志 1	前	門司区大字吉志957番1	4.0	48.9
90号		2 地先から	~	
線		門司区大字吉志957番2	5. 1	
		地先まで		
	後	門司区吉志二丁目956番	4.0	50.4
		14地先から	$\sim$	
		門司区吉志二丁目957番	5. 1	
		2 地先まで		
1385 金田2	前	小倉北区金田二丁目159	1.1	108.0
号線		番1地先から	$\sim$	
		小倉北区金田二丁目141	2.5	
		番6地先まで		
		I	ı l	

1 .				ı	
		後	小倉北区金田二丁目159番1地先から	1. 1 ~	107.8
			小倉北区金田二丁目141	2.5	
			番 6 地先まで	_, ,	
1 3 8 8	金田 5	前	小倉北区金田二丁目220	1.5	101.6
	号線		番14地先から	$\sim$	
			小倉北区金田二丁目156	4.7	
			番10地先まで		
		後	小倉北区金田二丁目159	1.5	102.0
			番4地先から	$\sim$	
			小倉北区金田二丁目156	5.1	
			番10地先まで		
1 3 8 9	金田 6	前	小倉北区金田二丁目158	1.8	44.5
	号線		番1地先から	$\sim$	
			小倉北区金田二丁目159	1.9	
			番1地先まで		
		後	小倉北区金田二丁目158	1.9	44.3
			番1地先から	$\sim$	
			小倉北区金田二丁目159	2.0	
			番1地先まで		
1 3 9 3	金田1	前	小倉北区金田二丁目155	5.6	466.7
	0 号線		番5地先から	$\sim$	
			小倉北区金田二丁目6番1	7.7	
			8 地先まで		
		後	小倉北区金田二丁目155	5.6	466. 7
			番5地先から 小倉北区公田二丁日6乗1	$\sim$	
			小倉北区金田二丁目6番1 8地先まで	7.7	
1 7 9 9	甲匠の	<del>14.</del>		E O	01 -
1 7 8 3	黒原 2 1 号線	前	小倉北区黒原三丁目114 6番14地先から	5. 0 ∼	31.5
			小倉北区黒原三丁目115	5. 2	
			2番1地先まで	J. 2	
1 1					

1				
	後	小倉北区黒原三丁目114	5.0	33.9
		6番14地先から	$\sim$	
		小倉北区黒原三丁目115	5. 2	
		2番1地先まで		
1786 黒原2	前	小倉北区黒原三丁目1番6	3.4	153.6
4号線		地先から	$\sim$	
		小倉北区黒原三丁目115	4.4	
		2番1地先まで		
	4%	小	2 0	151 6
	後	小倉北区黒原三丁目1番6	3. 2	151.6
		地先から	~	
		小倉北区黒原三丁目115	4.6	
		2番1地先まで		
2036 菜園場	前	小倉北区菜園場二丁目37	5.9	160.2
2号線		番地先から	~	
		小倉北区菜園場二丁目6番	6.1	
		地先まで		
	後	小倉北区菜園場二丁目37	5.8	160. 1
		番地先から	J. 0	100.1
			C 1	
		小倉北区菜園場二丁目6番	6.1	
		地先まで		
2083 下到津	前	小倉北区下到津一丁目21	2.9	137.3
2 8 号		4番地先から	$\sim$	
線		小倉北区下到津一丁目21	6.6	
		4番1地先まで		
	後	  小倉北区下到津一丁目19	2.9	137. 1
		8番22地先から	$\sim$	101.1
		小倉北区下到津一丁目21	7.5	
			7. O	
		4番1地先まで		
2587中井2	前	小倉北区中井五丁目9番7	6.0	119.1
4 号線		地先から		
		小倉北区中井五丁目8番1		
		5 地先まで		
1	1	I	ı	

1		1	,	
	後	小倉北区中井五丁目9番7	6.0	118.7
		地先から		
		小倉北区中井五丁目8番1		
		5 地先まで		
2588中井2	前	小倉北区中井五丁目15番	5.9	379. 2
5 号級	1	14地先から	$\sim$	
		小倉北区中井五丁目6番3	7.1	
		地先まで		
	後	小倉北区中井五丁目15番	5. 9	379. 1
		1 4 地先から	$\sim$	
		小倉北区中井五丁目6番3	7.1	
		地先まで		
1300上吉田	前	小倉南区上吉田一丁目80	3.7	286.4
135	7	6番1地先から	$\sim$	
線		小倉南区中吉田六丁目88	7.4	
		2番20地先まで		
	後	小倉南区上吉田一丁目80	3.8	286. 3
		6番1地先から	$\sim$	
		小倉南区中吉田六丁目88	7.4	
		2番20地先まで		
1 3 0 2 上吉田	前	小倉南区上吉田一丁目81	2.2	279.6
1 5 長	<u>1.</u>	7番3地先から	$\sim$	
線		小倉南区上吉田一丁目83	5.5	
		2番6地先まで		
	後	小倉南区上吉田一丁目89	2.2	273.4
		4番30地先から	$\sim$	
		小倉南区上吉田一丁目83	6.0	
		2番6地先まで		
1314 上吉田	前	小倉南区上吉田一丁目93	3.7	69. 1
2 7 長	7	3番2地先から	$\sim$	
線		小倉南区上吉田一丁目93	8.6	
		3番4地先まで		
1	I	I	ı l	

i i	F				
		後	小倉南区上吉田一丁目93 3番2地先から	3.7 ~	69.0
			小倉南区上吉田一丁目94	5. 5	
			2番16地先まで	3. 3	
			2 毎10地元よく		
3 2 5 6		前	小倉南区大字貫992番地	4.4	31.2
	号線		先から	$\sim$	
			小倉南区上貫三丁目993	4.5	
			番3地先まで		
		後	小倉南区上貫三丁目992	4.5	30.7
			番9地先から		
			小倉南区上貫三丁目993		
			番3地先まで		
3 4 7 3	貫 2 4	 前	小倉南区大字貫1172番	4. 2	87. 1
	2 号線	1111	  地先から	~	01.1
	2 13 //1		小倉南区上貫三丁目117	7. 2	
			6番14地先まで	2	
	-				
		後	小倉南区上貫三丁目117	4.7	87.6
			1番24地先から	$\sim$	
			小倉南区上貫三丁目992	7.2	
			番11地先まで		
5 1 9 7	上吉田	前	小倉南区上吉田一丁目90	5.0	105.3
	9 1 号		1番2地先から	$\sim$	
	線		小倉南区上吉田一丁目91	5.3	
			2番4地先まで		
		 後	小倉南区上吉田一丁目90	5. 1	105.8
		~ *	1番14地先から	$\sim$	
			小倉南区上吉田一丁目91	6. 2	
			2番4地先まで		
5 9 7	<b>未</b> 田 八	 前		6 2	5 057 7
	本町小	刊门	若松区本町二丁目909番	6.3	5, 957. 7
	竹 1 号   線		2地先から	40 6	
	<b>/沙</b> K		若松区大字小竹1112番	42.6	
			2 地先まで		

i				1	1
		後	若松区本町二丁目909番	6.3	5, 957. 7
			2 地先から	$\sim$	
			若松区大字小竹1112番	42.6	
			2 地先まで		
7 1 4	赤崎町	前	若松区赤崎町2番3地先か	17.2	838.8
	小糸町		6	$\sim$	
	1号線		若松区小糸町4番23地先	20.0	
			まで		
		後	若松区赤崎町2番3地先か	17.2	838. 2
			5	$\sim$	
			若松区小糸町4番23地先	20.0	
			まで		
2 0 5 1	下原町	前	若松区下原町3番8地先か	5.8	160. 9
	3号線		6	$\sim$	
			若松区下原町6番5地先ま	6.3	
			で		
	-		   若松区下原町3番6地先か	5.9	162.1
			<b>6</b>	$\sim$	
			-   若松区下原町6番5地先ま	6.3	
			で		
2 2 8 5	棚田町	前	   若松区棚田町1番1地先か	5.5	512.6
	1 号線	13-3	6	~	0 <b>12.</b> 0
	_ 3 ///3:		若松区棚田町12番6地先	6.0	
			まで		
		後	   若松区棚田町1番1地先か	5. 1	512.5
			5	$\sim$	
			若松区棚田町12番2地先	6. 1	
			まで		
2 2 8 6	棚田町	前	   若松区棚田町2番1地先か	5.3	427.1
	2号線		6	$\sim$	
			若松区棚田町11番24地	6.2	
			先まで		
1			I	l l	

	<i>3</i> 81.	<b>基</b> 扒豆钿田畔豆莝 4 56 4 2	F 0	400 1
	後	若松区棚田町2番1地先か	5. 2 ∼	428. 1
		若松区棚田町11番24地	6.2	
		先まで		
2 2 9 3 棚田町	前	若松区棚田町14番8地先	5.6	86.4
9号線		から	$\sim$	
		若松区棚田町13番4地先	5.9	
		まで		
	後	若松区棚田町14番7地先	5.6	86.3
		から	~	
		若松区棚田町13番4地先   まで	5.9	
	عد		4 1	107.5
2294 棚田町 10号	前	若松区棚田町13番3地先   から	4. 1 ~	107.5
線		がら   若松区棚田町15番11地	6. 1	
		先まで		
		若松区棚田町13番3地先	4.8	107.4
		から	$\sim$	
		若松区棚田町15番11地	6.1	
		先まで		
1923 折尾8	前	八幡西区折尾一丁目159	2.9	72.3
号線		6番13地先から	$\sim$	
		八幡西区折尾一丁目242	5.6	
		4番1地先まで		
	後	八幡西区折尾一丁目159	2.8	71.3
		6番13地先から 八幡西区中須二丁目408	$\begin{array}{c c} \sim \\ 3.0 \end{array}$	
		番4地先まで	5.0	
1924 折尾9	 前	八幡西区折尾一丁目157	4.3	253. 1
号線	19.9	0番10地先から	~	
		八幡西区折尾一丁目159	16.4	
		6番9地先まで		
			•	•

1			<del> </del>	
	後	八幡西区折尾一丁目157	5. 1	253.4
		0番10地先から	$\sim$	
		八幡西区折尾一丁目159	12.6	
		6番9地先まで		
2 4 8 0 北鷹見	前	八幡西区北鷹見町379番	4.0	373.4
町1号		地先から	$\sim$	
線		八幡西区北鷹見町473番	6.2	
		2 地先まで		
		八幡西区北鷹見町379番	4.0	373.8
		地先から	~	
		八幡西区北鷹見町473番	6.2	
		2 地先まで	3	
0 4 0 0 11 17#= 17	24		0 1	0.00 5
2 4 8 2 北鷹見	前	八幡西区北鷹見町421番	3.4	268. 5
町 3 号		6 地先から	~	
線		八幡西区北鷹見町487番	11.3	
		2 地先まで		
	後	八幡西区北鷹見町422番	3.4	262.0
		1-2地先から	~	
		八幡西区北鷹見町487番	11.3	
		2 地先まで		
2942 光明2	前	八幡西区光明二丁目178	4.4	381.1
3 号線		  5番6地先から	$\sim$	
		  八幡西区光明二丁目242	7.6	
		4番1地先まで		
	丝		A A	200 4
	後	八幡西区光明二丁目178    5番6地先から	4.4	380.4
			$\sim$	
		八幡西区光明二丁目242	7.6	
		4番1地先まで		
3 9 3 0 中須 1	前	八幡西区中須二丁目390	3.4	390.1
2号線		番10地先から	$\sim$	
		八幡西区中須二丁目413	12.2	
		番地先まで		
•			·	'

	_				
		後	八幡西区中須二丁目390	3.4	389.4
			番10地先から	$\sim$	
			八幡西区中須二丁目408	12.2	
			番4地先まで		
1 2 0 8	沢見3	前	戸畑区沢見一丁目14番地	7. 1	199. 1
	号線		先から	$\sim$	
			戸畑区沢見一丁目10番地	7.4	
			先まで		
		後	戸畑区沢見一丁目14番地	7. 1	199.3
			   先から	$\sim$	
			戸畑区沢見一丁目10番2	7.3	
			0 地先まで		
1 2 1 7	沢見1	前	戸畑区沢見一丁目10番地	6.0	134.3
	2 号線		先から		
			戸畑区沢見一丁目9番地先		
			まで		
	-	後	戸畑区沢見一丁目10番5	6.0	134.7
			地先から	$\sim$	
			  戸畑区沢見一丁目9番1地	6. 2	
			先まで		

北九州市告示第452号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり令和6年12月2日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課 において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1 3 7 6	吉志 5 号線	門司区吉志三丁目 9 1 4 番 2 地先から 門司区吉志三丁目 6 8 7 番 1 地先まで
1 3 8 2	吉志 1 1 号線	門司区吉志二丁目953番6地先から 門司区吉志二丁目970番1地先まで
1 3 8 8	吉志 1 7 号線	門司区吉志三丁目822番1地先から 門司区吉志三丁目889番1地先まで
1 3 9 6	吉志 2 5 号線	門司区大字吉志662番1地先から 門司区吉志三丁目686番地先まで
2 9 3 0	吉志 1 6 1 号線	門司区吉志二丁目954番9地先から 門司区吉志二丁目954番22地先まで
3 0 7 9	吉志 1 9 0 号線	門司区吉志二丁目 9 5 6 番 1 4 地先から 門司区吉志二丁目 9 5 7番 2 地先まで
3 2 8 8	吉志 2 4 1 号線	門司区吉志二丁目966番5地先から 門司区吉志二丁目966番9地先まで
1 3 8 5	金田 2 号線	小倉北区金田二丁目159番1地先から 小倉北区金田二丁目141番6地先まで
1 3 8 8	金田 5 号線	小倉北区金田二丁目159番4地先から 小倉北区金田二丁目156番10地先まで

1 3 8 9	金田6号線	小倉北区金田二丁目158番1地先から 小倉北区金田二丁目159番1地先まで
1 3 9 3	金田 1 0 号線	小倉北区金田二丁目155番5地先から 小倉北区金田二丁目6番18地先まで
1 7 8 3	黒原 2 1 号線	小倉北区黒原三丁目1146番14地先から 小倉北区黒原三丁目1152番1地先まで
1 7 8 6	黒原 2 4 号線	小倉北区黒原三丁目1番6地先から 小倉北区黒原三丁目1152番1地先まで
2 0 3 6	菜園場2号線	小倉北区菜園場二丁目37番地先から 小倉北区菜園場二丁目6番地先まで
2 0 8 3	下到津 2 8 号線	小倉北区下到津一丁目198番22地先から 小倉北区下到津一丁目214番1地先まで
2 5 8 7	中井24号線	小倉北区中井五丁目 9 番 7 地先から 小倉北区中井五丁目 8 番 1 5 地先まで
2 5 8 8	中井25号線	小倉北区中井五丁目15番14地先から 小倉北区中井五丁目6番3地先まで
3 4 0 8	中井84号線	小倉北区中井五丁目 9番44地先から 小倉北区中井五丁目 9番34地先まで
3 4 0 9	下到津 4 8 号線	小倉北区下到津一丁目198番24地先から 小倉北区下到津一丁目198番16地先まで
1 3 0 0	上吉田 1 3 号線	小倉南区上吉田一丁目806番1地先から 小倉南区中吉田六丁目882番20地先まで
1 3 0 2	上吉田 1 5 号線	小倉南区上吉田一丁目894番30地先から 小倉南区上吉田一丁目832番6地先まで
1 3 1 4	上吉田 2 7 号線	小倉南区上吉田一丁目933番2地先から 小倉南区上吉田一丁目942番16地先まで
3 4 7 3	貫242 号線	小倉南区上貫三丁目1171番24地先から 小倉南区上貫三丁目992番11地先まで

5 1 9 7	上吉田 9 1 号線	小倉南区上吉田一丁目901番14地先から 小倉南区上吉田一丁目912番4地先まで
6 3 4 4	上吉田 1 1 6 号線	小倉南区上吉田一丁目894番29地先から 小倉南区上吉田一丁目894番12地先まで
6 3 4 5	上吉田1 17号線	小倉南区上吉田一丁目894番28地先から 小倉南区上吉田一丁目894番22地先まで
6 3 6 4	上吉田1 18号線	小倉南区上吉田一丁目894番10地先から 小倉南区上吉田一丁目900番1地先まで
6 3 7 3	上貫 2 8 号線	小倉南区上貫三丁目1172番5地先から 小倉南区上貫三丁目1172番15地先まで
6 3 8 6	上吉田1 19号線	小倉南区上吉田一丁目901番10地先から 小倉南区上吉田一丁目912番14地先まで
5 2 7	本町小竹 1号線	若松区本町二丁目909番2地先から 若松区大字小竹1112番2地先まで
7 1 4	赤崎町小 糸町1号 線	若松区赤崎町2番3地先から 若松区小糸町4番23地先まで
2 0 5 1	下原町3号線	若松区下原町3番6地先から 若松区下原町6番5地先まで
2 2 8 5	棚田町1号線	若松区棚田町1番1地先から 若松区棚田町12番2地先まで
2 2 8 6	棚田町2号線	若松区棚田町2番1地先から 若松区棚田町11番24地先まで
2 2 9 3	棚田町9号線	若松区棚田町14番7地先から 若松区棚田町13番4地先まで
2 2 9 4	棚田町10号線	若松区棚田町13番3地先から 若松区棚田町15番11地先まで

		Ţ
3 9 0 1	下原町1 3号線	若松区下原町6番32地先から 若松区下原町6番29地先まで
1 9 2 3	折尾 8 号線	八幡西区折尾一丁目1596番13地先から 八幡西区中須二丁目408番4地先まで
1 9 2 4	折尾 9 号 線	八幡西区折尾一丁目1570番10地先から 八幡西区折尾一丁目1596番9地先まで
2 4 8 0	北鷹見町 1号線	八幡西区北鷹見町379番地先から 八幡西区北鷹見町473番2地先まで
2 4 8 2	北鷹見町 3号線	八幡西区北鷹見町422番1-2地先から 八幡西区北鷹見町487番2地先まで
2 9 4 2	光明 2 3 号線	八幡西区光明二丁目1785番6地先から 八幡西区光明二丁目2424番1地先まで
3 9 3 0	中須12 号線	八幡西区中須二丁目390番10地先から 八幡西区中須二丁目408番4地先まで
6530	光明北鷹 見町1号 線	八幡西区光明二丁目1722番24地先から 八幡西区北鷹見町431番13地先まで
1 2 0 8	沢見3号線	戸畑区沢見一丁目14番地先から 戸畑区沢見一丁目10番20地先まで
1 2 1 7	沢見12 号線	戸畑区沢見一丁目10番5地先から 戸畑区沢見一丁目9番1地先まで
1 8 9 3	沢見16 号線	戸畑区沢見一丁目10番20地先から 戸畑区沢見一丁目10番25地先まで

北九州市告示第453号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、 次の表の左欄に掲げる箇所に設置された出納員をして同表の中欄に掲げる箇所 に設置された分任出納員にそれぞれ任命された日をもって同表の右欄に掲げる 事務を委任させる。

令和6年12月2日

北九州市長 武 内 和 久

### 本庁

総務市民局市民部	出納員の命を受けて、北九州市マ
区政推進課	イナンバーカードサテライトコー
	ナーにおいて取り扱う手数料等の
	収納

北九州市公告第841号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月2日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 北九州市立学校GIGA端末等借入れ及び保守・運用 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで
- (4) 履行場所 本市の指定する場所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、 性能、機能、技術等に関する提案書類及び入札書(以下「総合評価のため の書類」という。)を提出すること。詳しくは入札説明書による。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093-582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年12月23日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- 4 総合評価のための書類の提出場所等
  - (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課 イ 日時 この公告の日から令和6年12月23日まで(日曜日及び土曜 日を除く。)の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後 5時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加資格の確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に 参加を希望する者は、令和6年12月23日まで(日曜日及び土曜日を除 く。)に競争参加資格の確認申請書を、北九州市教育委員会事務局次世代 教育推進部教育情報化推進課に提出しなければならない。
- (4) 入札説明会の場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室
  - イ 日時 令和7年1月8日午後2時
- (5) 郵送による場合の総合評価のための書類の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年1月23日午後5時までに必着のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室
- イ 日時 令和7年1月24日午後2時
- 5 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
    - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関 する条件に違反した入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法

- ア 落札候補者が提出した総合評価のための書類について、入札説明書に 示す総合評価の方法によって総合評価を行う。得られた総合評価点数の 最も高い者を落札者とする。
- イ 詳しくは入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 電話 093-582-3445

- 6 Summary
  - (1) Product and Quantity

Leasing, maintaining and to operate the digital terminals etc under GIGA School Program for Kitakyushu City Schools

- (2) Deadline of Tender (by hand) 2:00p.m., January 24, 2025
- (3) Deadline of Tender (by mail) 5:00p.m., January 23, 2025
- (4) For further information, please contact: Digital Education
  Development Division, Next Generation Education Development Department,
  Board of Education, City of Kitakyushu, 1-1 Otemachi, Kokurakita-ku,
  Kitakyushu-city 803-8510 Japan TEL 093-582-3445

北九州市上下水道局告示第33号

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定による給水 装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次 のとおり告示する。

令和6年12月2日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

指定番号	工事店の	代表者	所在地	指定年月日
	名 称			
N - 183	株式会社M. A	宮川大輝	北九州市八幡西	令和6年1
	. D. E		区小嶺二丁目4	2月2日
			番30-103	
			号	
$F - 2 \ 4 \ 2$	株式会社日本水	米田昌弘	山口県下関市富	令和6年1
	道修理センター		任町一丁目1番	2月2日
			9 号	

北九州市上下水道局告示第34号

北九州市下水道条例(昭和39年北九州市条例第39号)第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和6年12月2日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

指定番号	工事店名	所在地	指定の有効期間
	代表者		
6 1 6 8	株式会社 M.A.D.E	八幡西区小嶺二丁目4	令和6年12月1日か
	宮川大輝	番30号 ヴァリオブ	ら令和11年5月31
		ランカ103号	日まで